

内共第17号第五種共同漁業権遊漁規則(案)

(目的)

第1条 この規則は、田代漁業協同組合(以下「漁協」という。)の有する内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、いわな、やまめ、こい、ふな、うぐいをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣り又は投網、さし網による遊漁の場合には口答で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣り又は投網、さし網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模 |
|--------|-----------|
| 投網 | 全長3.3m以内 |
| 投網、さし網 | 編目1.5cm以上 |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|-----------|----------------|
| あゆ | 7月1日から10月31日まで |
| いわな、やまめ | 4月1日から9月20日まで |
| こい、ふな、うぐい | 1月1日から12月31日まで |

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間内は、遊漁をしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|----------------------------------|--------------|
| 大館市早口橋下流端から下流の早口川と米代川の合流点までの間の区域 | 1月1日から12月31日 |

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種 | 全 長 |
|------------|----------|
| あゆ、ふな、うぐい | 全長10cm以下 |
| いわな、やまめ、こい | 全長15cm以下 |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額はつぎのとおりとする。ただし、遊漁者が小中高生及び肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)のときは無料、高校生のときは半額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは500円を加算した額とする。

| 魚 種 | 漁 法 | 1日 | 1年 |
|-----------|--------|--------|--------|
| あゆ | 竿釣り | 1,000円 | 7,000円 |
| | 投網、さし網 | 2,000円 | 7,000円 |
| いわな、やまめ | 竿釣り | 1,000円 | 5,000円 |
| こい、ふな、うぐい | 竿釣り | 500円 | 3,000円 |
| | 投網、さし網 | 1,500円 | 5,000円 |

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 漁協が指定する遊漁承認取扱所

| 遊漁承認取扱所 | 住 所 |
|-----------|------------------|
| 小笠原 英 一 | 大館市長坂字中岱98番地4 |
| 小笠原 定 路 | 大館市長坂字中岱108番地 |
| 藤 田 孝 美 | 大館市岩瀬字谷地の平3番地170 |
| ローソン大館川口店 | 大館市川口字大人沢120番地1 |
| 工 藤 商 店 | 大館市早口字岩野目68番地2 |
| 笹 木 商 店 | 大館市岩瀬字桂岱70番地 |
| 渡 正 釣 具 店 | 大館市字馬喰町39番地 |
| 田代漁協事務局 | 大館市岩瀬字上軽石野39番地28 |

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2項第1項の承認をしたときは、別記様式第1号及び次に掲げる事項を記載した(別紙)遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条2項規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)の承認を受けなければならない。

ア表

| |
|--------------------------------|
| 漁場区域(漁業権番号) |
| 内共第1号から第25号まで(但し、第13号、第22号を除く) |

イ表

| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料(1年) |
|---------|-------|---------|
| いわな・やまめ | 竿釣り | 15,000円 |

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所(秋田市山王三丁目8番15号)
- (2) 田代漁業協同組合(秋田県大館市岩瀬字上軽石野39番地28)

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は、秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるところによる。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、漁協が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(外来漁の再放流の禁止)

第11条 採捕された外来漁(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等)は、再放流(リリース)してはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。